シンポジウム

地域の自然と生物多様性を 守る条例の作り方

~生物多様性を実効的に保全する方法を考える~

2020年

主催:愛知県弁護士会 共催:中部弁護士会連合会

10月1日本13:30-17:30 (13:00開場)

場所:愛知県弁護士会館5階ホール(名古屋市中区三の丸一丁目4番2号) (定員40名)

地下鉄「丸の内」駅 1番出口より徒歩5分・地下鉄「市役所」駅 6番出口より徒歩7分

※Zoomによるオンライン中継を実施いたします。オンラインによる参加方法等は、開催日が 近づきましたら、下記お申し込み先より申込みをされた方宛てにメールでご案内いたします。

~COP10から10年が経過しようとしている現在でも、地域環境の保全及び生物多様性保全の進展状況は、地域により様々です。そこで、先進的な地方自治体の例を参照しつつ、生物多様性を実効的に保全するための条例の制定方法及び運用方法を検討します。~

(1)導入報告

生物多様性保全に関連する愛知県内の裁判例と、生物多様性条例の具体例の紹介

(2)基調講演

「生物多様性保全条例の制定上の実務的課題について」

講師:幸田 雅治 氏 (神奈川大学法学部教授, 弁護士)

「生物多様性保全条例の制定・運用に関する法律上の諸問題について」

講師:北村 喜宣 氏(上智大学法学部地球環境法学科教授)

パネルディスカッション

導入報告と基調講演の内容を踏まえて、生物多様性の保全のために有効な条例のあり方と、 その制定方法及び運用方法について検討します。

パネリスト

幸田 雅治 氏 北村 喜宣 氏

生物多様性保全条例を制定した地方自治体の職員 2名(予定)

コーディネーター

伊東 正裕 氏(愛知県弁護士会所属弁護士)

飯島 吾郎 氏(愛知県弁護士会所属弁護士)

※なお、来場者・WEB参加者の方からの質疑応答の時間も予定しております。

どなたでも参加できます。 参加は無料です。会場参 加の方も、定員40名のた め事前申込が必要です。 お申し込み締め切りは、 2020年9月25日(金)です。

お申し込み先

お問い合わせ

https://www.aiben.jp/page/event/20201 001biodiversity.html

愛知県弁護士会

TEL: 052-203-4410

第二部

第

部